

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。

給付金を受け取るには請求書の提出が必要です。支給対象者への請求手続きの案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行い、支給要件に該当しない場合は支給されません。支給要件に該当する場合は、手続きをお願いします。

☎市民環境課 TEL22-6827

老 齡 年 金 生活者支援給付金

▶支給要件

- ・65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税である
- ・前年の年金収入額と、給与所得や利子所得などその他の所得額の合計が879,900円以下である

※障害年金、遺族年金などの非課税収入は含まれません

▶給付額

保険料の納付済期間などに応じて算出されます。詳しくは、問い合わせてください。

障 害 年 金 生活者支援給付金

▶支給要件

- ・障害基礎年金を受けている
- ・前年の所得額(※1)が、4,621,000円+扶養親族の数×38万円(※2)以下である

※1 障害年金などの非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません

※2 扶養親族の数に応じて増額

▶給付額(令和2年度)

- ・障害等級2級の人 月額5,030円
- ・障害等級1級の人 月額6,288円

遺 族 年 金 生活者支援給付金

▶支給要件

- ・遺族基礎年金を受けている
- ・前年の所得額(※1)が、4,621,000円+扶養親族の数×38万円(※2)以下である

※1 遺族年金などの非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません

※2 扶養親族の数に応じて増額

▶給付額(令和2年度)

月額5,030円
ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った金額が支給額になります。

▶請求手続き

- ・すでに給付金を受け取っている人で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降の手続きは原則不要です。
- ・新たに年金生活者支援給付金の支給対象になる人には、10月中旬頃日本年金機構から案内が送られています。
- ・年金を受給し始める人は、年金請求の手続きと併せて給付金請求手続きを行います。

▶問い合わせ先

- ・ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165(ナビダイヤル)
- ・岐阜北年金事務所 TEL058-294-6364

※問い合わせをする際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを用意してください。



年金生活者支援給付金をかたる詐欺に注意してください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

やまがたエール商品券の使用期限は

令和2年12月31日(木)です

やまがたエール商品券の使用期限は今年いっぱいです。期限を過ぎてからは使用できませんので、早めに取扱店で利用してください。なお、使用しなかった商品券の払い戻しは一切できませんので注意してください。

岡企画財政課緊急経済対策室 TEL32-9311

▶**使用期限** 令和2年12月31日(木)※令和3年1月1日以降は使用できません。

▶**使用可能店舗** 山県まちづくり振興券取扱店

取扱店は随時更新しています。最新の情報は市HPをご覧ください。



飲食店用



飲食店以外用

税務署からのお知らせ

令和2年分の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、会場の混雑を回避する観点から入場制限を行う場合があります。

ご自宅からパソコン・スマートフォンで利用できるe-Taxが便利です！

多くの人が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたは、マイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、電子申告(e-Tax)を利用して申告書を提出できます。

また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行うと、マイナンバーカードとICカードリーダーなどをお持ちでない人でも、e-Taxを利用できます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、より安心・安全な自宅からのe-Taxを利用してください。

ID・パスワードの発行を希望する場合は、申告する本人が運転免許証などの本人確認書類を持参の上、岐阜北税務署で申請してください。

岐阜北税務署 TEL058-2621613
1
岡税務課 TEL22-6822

令和2年分年末調整等説明会開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および参加する皆さんの安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会は中止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解ください。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁HP「年末調整特集ページ」を確認してください。

税を考える週間

テーマ「くらしを支える税」

国税庁、税務署では、国民の皆さんに、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めてもらうために、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、国税庁HPなどでさまざまな情報を提供しています。ぜひご覧ください。

